

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の構成のイメージ（案）

重点検討項目：国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進

持続可能な社会の基盤となる国土の管理のためには、土地所有者等や行政のみならず、企業、NPO等の多様な主体が、自然や人工資本を含めた国土の有する防災、環境保全機能や社会的、経済的価値を保全し、高めるとともに、将来世代に継承していくための公的な活動に取り組むことを促進する必要があるとの観点から、以下のa)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画促進

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

我が国全体において、都市や農山漁村地域等の構造の見直し、環境的に持続可能な交通システムの構築や国民全体による国土の適切な維持・管理、利用を通じて、環境が適切に保存され、環境の変化にも適応できるような国土の形成と将来世代への継承に取り組む。また、このため、各地域の特性に応じ、土地所有者等、行政のみならず、地域住民、事業者、NPO、民間団体等の多様な主体における役割の認識と必要な取組への積極的な参画を促進する。

(2) 現状と取組状況

国は、国全体の持続可能な国土管理に関する基本方針を策定し、また、土地所有者等による適切な管理の推進を図るとともに、多様な主体の参画を促進するための普及啓発を実施する必要がある。

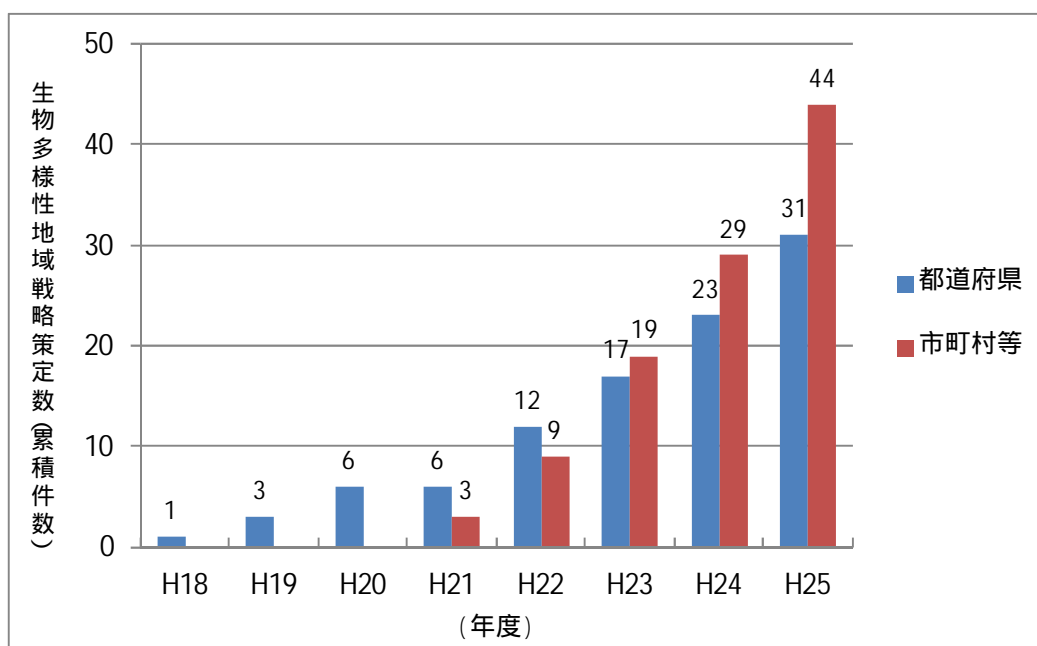
このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画促進

現状

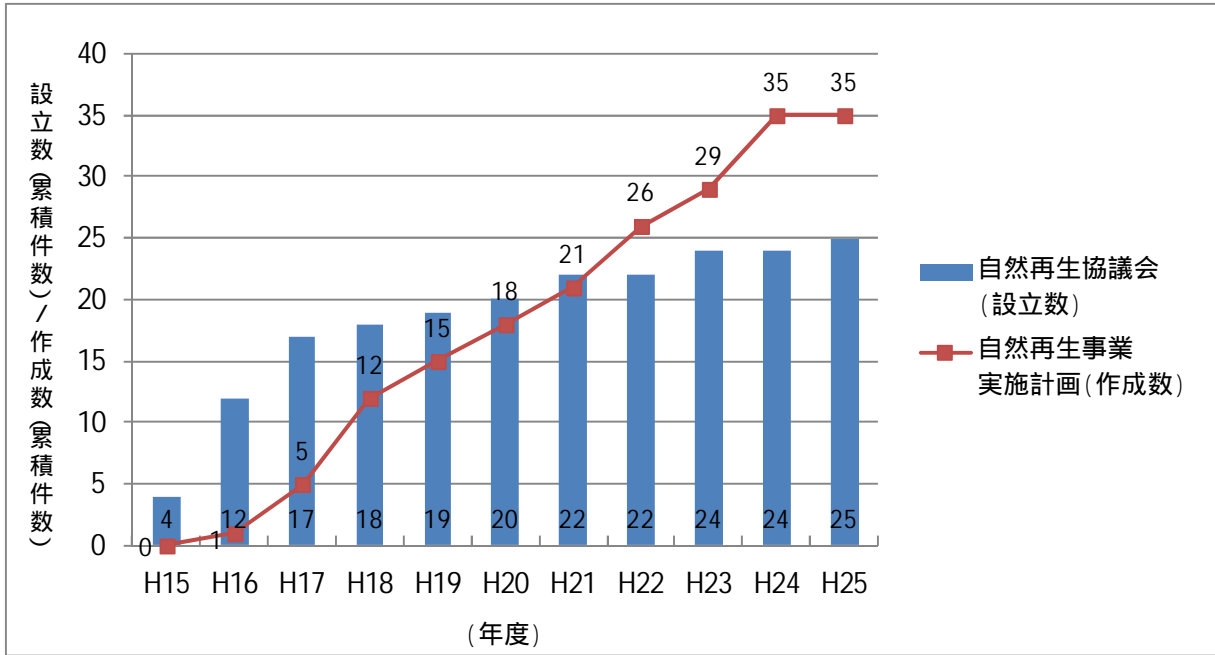
国土管理の参画について、地方公共団体を中心とした多様な主体による参画は、例えば、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）により、都道府県及び市町村が単独で又は共同してその区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画（生物多様性地域戦略）の策定に努めなければならないこととされており、平成25年度に31都道府県、44市町村等において策定され、前年度と比較して都道府県は約1.3倍、市町村等は約1.5倍に増加している（図表1）。また、自然再生推進法（平成14年法律第148号）により、自然再生事業実施者が、自然再生全体構想の作成や自然再生事業実施計画の案の協議のために、地域住民、特定非営利活動法人、専門家及び土地の所有者等から組織する自然再生協議会は、平成25年度までに25件が設立され、自然再生基本方針に基づいた自然再生事業の実施計画である自然再生事業実施計画は35件が作成されている（図表2）。さらに、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）により、市町村が単独で又は共同して作成できることとされている、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（地域連携保全活動計画）は、平成25年度までに7件と平成24年度の1件から増加しており（図表3）、一定の進展が見られる。

図表1．生物多様性地域戦略の策定状況



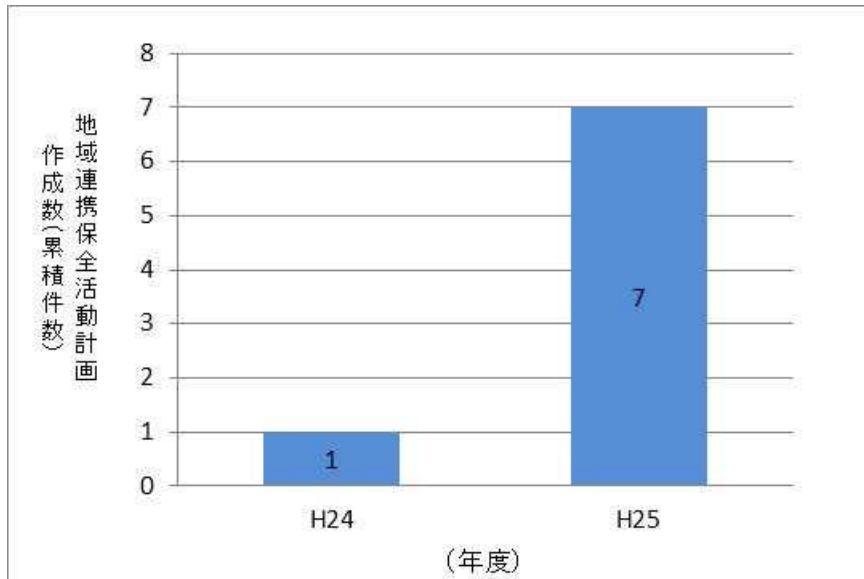
出典) 環境省「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より作成

図表2．自然再生協議会の設立状況と自然再生事業実施計画の作成状況



出典) 環境省ホームページ「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立状況一覧(全国)」
 (http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=24264&hou_id=17988) より作成

図表3．地域連携保全活動計画の作成状況



出典) 環境省「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」、環境省ホームページ「地域連携保全活動計画について」(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/_case/index.html) より作成

取組状況

<総合的な取組>

【多様な主体による国土管理及び国土管理コストに関する検討調査】（国土交通省）

本施策は、人口減少や高齢化が国土管理を担う人材及び資金の確保に直接的に影響を及ぼしており、国土を健全な状態で長期的に管理していくためには、多様な主体による管理の推進が必要であることを踏まえ、その基礎情報となる多様な主体の協働と参加による管理の実態整理や管理コストの推計・試算等を行うものである。

これまでに、多様な主体により管理されている国土の実態と課題の整理、管理コストの推計・試算等を行い、多様な主体による管理の実態と管理コストを把握することができた。

今後は、国土管理に必要な資金の負担の在り方や多様な主体の協働と参加による管理の推進方策について、更なる検討を進める。

【多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化】（国土交通省）

本施策は、国土交通分野でこれまで取り組んできた海の再生、緑地の保全・緑化の推進、湿地の再生等による自然環境の保全・再生・創出に係る施策について、地方公共団体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働を更に推進することにより、生態系ネットワークの充実強化に取り組むものである。

全国海の再生プロジェクト

東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における関係省庁・地方公共団体で構成される再生推進会議を通じ、陸域からの流入負荷の削減対策、干潟や藻場の保全・再生・創出等による海域浄化対策、モニタリング等の総合的取組を推進した。

東京湾再生官民連携フォーラム

フォーラム設立にあわせ、東京湾の環境への関心を喚起するイベント「東京湾大感謝祭」を開催し、東京湾再生に関する多様な関係者との連携協働を推進した。なお、本フォーラムは、平成26年3月に国連生物多様性の10年日本委員会が推奨する事業として認定されたものである。

都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全

多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進した。

地域の多様な主体（地方公共団体、市民、農業関係者等）と連携した生態系ネットワーク形成の取組

円山川におけるコウノトリの再生等の先進事例を検証し、そのノウハウを基に他地域へ展開した。まずは、千葉県野田市を始めとする関東地域において、国土交通省が中心となってネットワーク形成を推進した。

課題の整理と方向性の検討

国内外における生態系ネットワーク形成の推進に関する最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を実施した。

今後は、引き続き、国土交通分野において、多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組・検討を進める。その際は、今ある良好な環境やそれを支えるインフラを維持する観点や、良好な景観形成、観光振興等の地域活性化等にも十分に留意する。

【地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援】（環境省）

本施策は、地方公共団体による当該地域の温室効果ガス排出抑制等の計画である地方公共団体実行計画：区域施策編（以下「実行計画」という。）の策定・推進に当たって、地域住民や事業者等の多様な主体の参加・連携の下に効果的に進められるよう、当該計画策定・推進の支援を行うものであり、以下の取組を実施している。

実行計画策定マニュアルの作成

実行計画策定マニュアルとして、平成 25 年度に「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」を作成した。

地方公共団体職員向けの研修の実施

地方公共団体職員向けの研修を各地方ブロック（全国 7 ブロック）ごとに、平成 24 年度は 2 回、平成 25 年度は 3 回ずつ開催した。平成 26 年度は各地方ブロック 1 回ずつ開催している（6 月末現在）。

削減効果の定量化ツールの作成及び試験的適用

地方公共団体の行う地域温室効果ガス排出抑制施策の効果を地域住民等に分かりやすく示すため、削減効果の定量化ツールを作成し、その試験的適用として、「住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業」を平成 25 年度に 9 か所で実施した。平成 26 年度は 8 か所で実施する予定である。

低炭素技術の社会実装に向けた各種実証事業の実施

低炭素技術の社会実装に向けた各種実証事業として、平成 24～25 年度に低炭素地域づくり集中支援モデル事業等を通じ、先導的低炭素技術の導入に向けた課題整理等を実施した。

設備導入等の支援

実行計画上の事業の推進による低炭素地域づくり推進のため、一定の設備導入等の支援を平成 26 年度から実施する。

なお、特例市以上の地方公共団体における実行計画の策定状況は、平成 24 年度 81.8%、平成 25 年度 91.9%である。

今後は、引き続き、地方公共団体との意見交換を行う等地域との連携を密にしつつ上記の事業を行うこと等により、低炭素地域の実現に向けた地方公共団体の取組への多様な主体による参画を進める。

【地域生物多様性保全活動支援事業】（環境省）

本施策は、地域固有の生物多様性を保全することが国土全体の生物多様性保全につながるため、地域における生物多様性の保全に関する活動を支援するものであり、以下の事業を行っている。

地域生物多様性保全活動支援事業（委託事業）

生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成、法定計画に基づく先進的かつ効果的な取組の実証を国の委託事業として実施するものであり、平成24年度は39件、平成25年度は31件の事業を採択し、実施した。平成26年度は11件の事業を採択している（平成25年度からの継続事業のみ）。

生物多様性保全推進支援事業（交付金事業）

地域の協議会が実施する、希少野生動植物の保全、外来生物による生態系への影響等の軽減・防止、生物多様性保全上重要な地域での活動など、全国的な観点から必要性の高い事業を支援するものであり、平成24年度は18件、平成25年度は23件の事業を採択し、実施した。平成26年度は27件の事業を採択している。

本施策は、平成20年度から実施し、各地域の生物多様性保全の取組に貢献しているが、平成25年度行政事業レビューの結果を踏まえ、生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成は地方公共団体が主体的に行うものであるとの理由から、平成26年度に委託事業を廃止した（平成25年度からの継続事業は平成26年度も実施）。

今後は、交付金事業について、支援メニューを見直し、国が優先的に対策すべき事業を対象とすることにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。

【地域連携保全活動推進費】（環境省）

本施策は、地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図り、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成22年法律第72号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運の醸成・支援を図るものである。また、多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会や支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。

平成24年度は、生物多様性地域連携促進セミナーを全国3か所で実施し、生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するホームページを作成した。平成25年度は、生物多様性地域連携促進法に関する情報収集、ホームページの更新、地域連携保全活動を推進するアドバイザー派遣、意見交換会を行った。平成25年度からは「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）の生物多様性地域セミナーと併せて実施するなど、効率化を図っているところである。

今後は、生物多様性地域連携促進法に関して、具体的な取組方法が分からないという地方公共団体の意見が多いため、地域生物多様性保全活動支援事業を活用している地方公共団体の取組をモデルとして示すなど、全国各地での取組が進むよう情報提供に努める。

【「国連生物多様性の10年」推進事業】（環境省）

本施策は、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得たUNDB Jを設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、平成32年までの生物多様性に関する目標として生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の実現を着実に推進していくものである。

平成23年9月から、UNDB Jの活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。平成24年度は、生物多様性条約第11回締約国会議において、「国連生物多様性の10年」や生物多様性に関する我が国の取組を発信した。平成25年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催したほか、全国3か所において地域セミナーを開催した。このほか、普及啓発に資する推薦図書を選定、事業の認定、イベント等への出展を行うなど、活動が拡大の傾向にある。

今後は、各セクターの取組・成果が整理されておらず、各セクターの目指す姿・ビジョンが不明確、目玉事業の不足等の課題があるため、平成27年度の中間評価に向けて、これまでの事業を評価するとともに、今後の事業の見直し等を行う。

国際連合では、愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年を「国連生物多様性の10年」と定めている。

< 里地里山等に関する取組 >

【里地里山保全活動支援業務】（環境省）

本施策は、里地里山の保全活用の促進を図るため、NPO、ボランティア等の活動団体等を主たる対象として、専門家を交え実践的な保全再生計画づくりや作業技術の向上等の技術研修会を開催し、保全活動における課題や技術的方策を整理し、情報発信等を行うものである。

平成24・25年度ともに、技術研修会を全国5か所で実施した。また、里地里山保全活用に関するホームページにおいて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。平成19年度から技術研修会を実施し、その結果、開催地における保全活動について、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携等の一定の効果が得られたこと、さらには研修会の成果として取りまとめた保全活動における課題や課題解決のための技術的方策について、研修会を開始し

た平成 19 年度以降、100 程度の事例を収集することができたことから、平成 25 年度をもって終了した。

今後は、活動団体や活動場所の紹介や生態系管理等に関する専門家等の人材の登録・紹介を引き続きホームページ上で実施するとともに、技術研修会の成果としてとりまとめた技術的方策についても情報発信し、地域での保全活動への参加者数の増加や、地方公共団体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度向上等を図る。

【森林山村多面的機能発揮対策】（農林水産省）

本施策は、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化しているため、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化に向け、山村における地域活動に対する支援を実施し、地域の実情に応じた支援策を充実・強化するため、平成 25 年度から実施している。

交付金事業により約 970 の活動組織の活動計画を採択し、各地域において森林整備、森林資源の利活用、森林環境教育等が実施され、地域住民等による森林整備等の活性化につながっている。

今後は、更なる活動組織の増加を図る必要があることから、優良事例の紹介を行うとともに、新たに森林施業技術向上に向けた技術指導等の研修活動を支援する。

【協定締結による国民参加の森林づくり】（農林水産省）

本施策は、豊かな自然環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供し、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりの推進に寄与するものである。具体的には、活動の目的に応じ、森林管理署長等が多様な主体と協定を締結し、活動の場を提供するものである。

平成 11 年度から施策を実施し、平成 24 年度末で、ボランティア団体等が自主的な森林づくり活動を行う「ふれあいの森」は 140 か所、企業等が社会貢献活動を目的とした森林づくり活動を行う「社会貢献の森」は 113 か所、地域の協議会等が木の文化を後世に継承していくための森林づくり活動を行う「木の文化を支える森」は 25 か所、学校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」は 173 か所、民間団体等が森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動を行う「多様な活動の森」40 か所、民間団体等がそれぞれの地域や森林の特色を活かした森林管理の実施を目的とした森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクトの森」20 か所を設定している。

今後は、NPO や企業等の多様な主体による植栽、保育等の森林整備や保全活動が行われていることを踏まえ、引き続き活動の場を積極的に提供する。

【農地・水保全管理支払交付金】（農林水産省）

本施策は、農地・農業用水等の資源について、過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたこと等から、農家・非農家を問わず地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動及び農業用水・排水路等施設の長寿命化等の取組を支援することにより、地域主体の保全管理の取組を強化し、農地・農業用水等の適切な保全等を図るものである。

平成 24 年度は、全国 1,241 市町村において、18,662 の活動組織が約 146 万 ha の農地を対象に活動を実施した。平成 25 年度は、全国 1,198 市町村において、19,018 の活動組織が約 147 万 ha の農地を対象に活動を実施した。これにより、約 30 万 km の水路、約 17 万 km の農道、約 3 万か所のため池について、施設の機能を維持した。また、平成 25 年 3 月に活動組織へのアンケート調査を実施した。

今後は、平成 26 年度に新たに創設された「多面的機能支払交付金」において、本交付金の支援内容を引き続き実施する。

<都市に関する取組>

【集約型都市構造の実現】（国土交通省）

本施策は、都市計画制度による都市機能の適正な立地の確保、都市機能（居住、公共公益施設、商業等）のまちなかへの集積促進、公共交通を中心とした都市・地域総合交通戦略の推進、低炭素まちづくり計画に基づく都市機能集約化や公共交通利用促進等の施策の推進を図るものである。

これまでに、都市計画制度による大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略の策定・推進を行うことで、集約型都市構造の実現に向けた取組を推進した。また、関係団体に対し、先進的な取組事例や支援策の情報提供等、環境モデル都市の取組の支援を行った。

今後は、引き続き集約型都市構造の実現に向け、都市計画制度による都市機能の適正な立地を確保するとともに、都市機能（居住、公共公益施設、商業等）のまちなかへの集積促進、都市・地域総合交通戦略を策定・推進する。

<環境的に持続可能な交通システム等に関する取組>

【環境的に持続可能な交通（E S T）の普及展開】（警察庁、国土交通省、環境省）

本施策は、環境的に持続可能な交通（E S T：Environmentally Sustainable Transport）の推進を自発的に目指す地域に対し、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて実施した E S T モデル事業の成果を情報提供するとともに、地域における E S T の普及推進のため、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を行うものである。

平成 22 年度から、モデル事業の成果及びその分析・検証結果をデータベース化し、ホームページに掲載している。また、「地方 E S T 創発セミナー」を平成 24

年度に3地域、平成25年度に4地域、「地域の交通環境対策推進者養成研修会」を平成24年度と平成25年度に1地域ずつ開催したほか、「EST交通環境大賞」及び「EST普及推進フォーラム」への後援を継続して行った。モデル事業実施期間以降も多くの地方公共団体等が継続して取り組むとともに、新たに取組を開始した例も見られており、本取組は効果を発揮している。

今後は、引き続き、モデル事業の成果及びその分析・検証結果を情報提供するとともに、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を通じ、ESTの普及推進を図る。

重点検討項目：環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

持続可能な社会の実現に向けては、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う必要がある。

また、配慮書手続の導入を受けた環境影響評価法（平成9年法律第81号）の手続全体の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供等の情報基盤の整備や必要な人材育成が重要である。

このような観点から、以下のa)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組

b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価制度の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

持続可能な社会の実現に向け、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う。また、諸外国での制度や運用実態の情報収集を行い、我が国に即した制度の構築を進める。

配慮書手続等を含めた環境影響評価法の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。環境影響評価法の対象外である事業についても、必要に応じて、事業の計画・実施に際しての環境配慮を促進させる方策を検討する。

(2) 現状と取組状況

国は、事業者等に対して制度の趣旨を含めた情報提供、技術的支援及び理解向上に努め、環境影響評価法に基づく取組を促進する必要がある。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組

現状

平成23年4月に環境影響評価法の一部が改正され、事業の位置・規模等の検討段階から、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する計画段階環境配慮書（配慮書）手続が導入された。平成25年4月1日の改正法施行後から平成26年3月31日までの1年間に経過措置案件を含め11事業において配慮書手続が開始された。一方、環境影響評価法の一部が改正された際の衆議院環境委員会の附帯決議（平成23年4月19日）等において、既に諸外国で導入されている、位置・規模等の検討段階よりもより上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境アセスメント（SEA）の制度化に向けた検討を行うことが求められた。

このような状況を踏まえ、今後、配慮書手続の実態や諸外国での事例等を踏まえて、SEAの制度化に向けた取組を進めることとしている。

取組状況

【戦略的環境アセスメント（SEA）に関する取組】（環境省）

本施策は、諸外国における戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）に関する制度の把握等の検討に必要な情報の収集・整理を進めるとともに、SEAについて検討を行うものである。

これまで、諸外国（アメリカ、欧州等）におけるSEAの導入状況、環境影響評価とSEAの法体系、計画策定プロセスとの関係性等や、地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画、都市計画マスタープラン等の制度・計画における環境配慮の事例を調査した。

今後は、将来我が国でSEA制度を導入する場合において、他の法体系で作成が義務付けられている計画等と環境影響評価の関係をどのように整理するか等について、引き続き整理・検討する必要がある。また、配慮書手続等の実績や諸外国の取組等を参考にしつつ、国や地方公共団体における政策形成の実態を踏まえたSEAについて、配慮書手続の活用状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。

b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

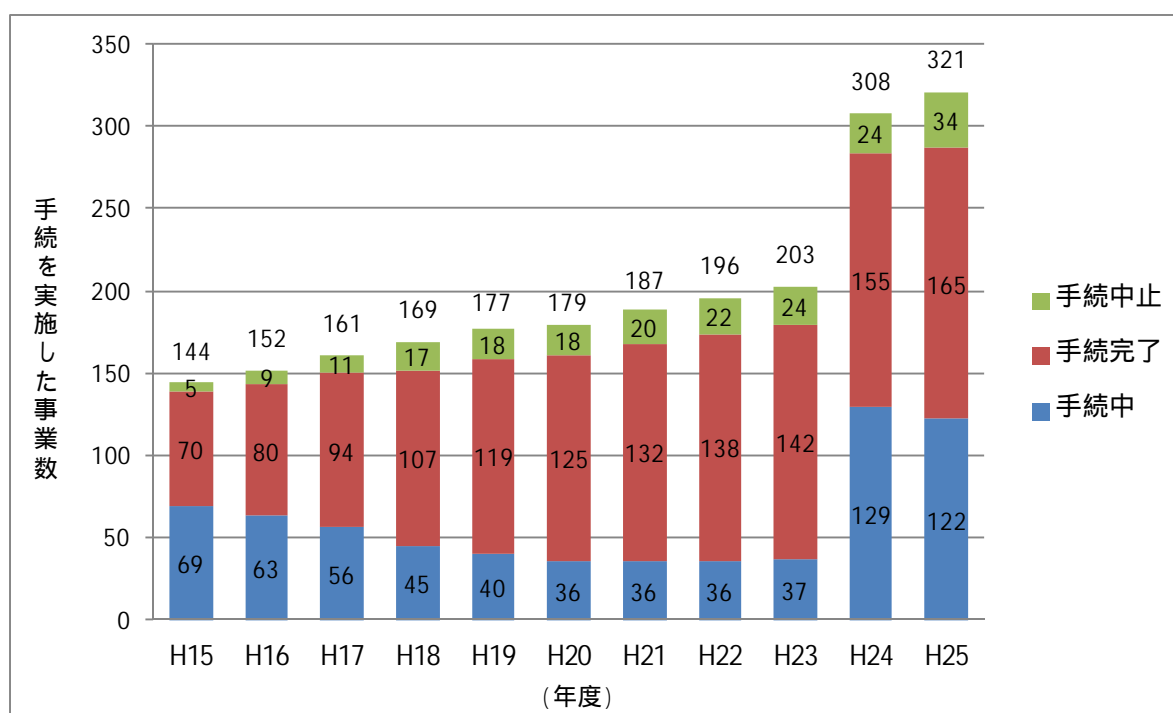
現状

環境影響評価法により、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の手続を実施することが義務付けられ

ている。同法に基づいて手続を実施した事業は、平成 24 年 10 月の政令改正で風力発電所が対象事業に追加されたこともあり、平成 24 年度に大幅に増加し、平成 26 年 3 月末時点で計 321 件である。そのうち、平成 25 年度に新たに手続を開始したのは 13 件、手続を完了したのは 10 件、手続を中止したのは 10 件である（図表 4）。

また、地方公共団体では、47 都道府県及び 17 市において、環境影響評価に関する条例が制定されており、方法書手続や準備書手続等が設けられるなど、環境影響評価法とほぼ同様の手続を規定している。配慮書手続についても、条例又は要綱において順次導入され、平成 26 年 3 月 31 日現在で、17 都道府県、11 市で導入されている。

図表 4 . 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況



出典) 環境省「平成 16 年版環境白書」～「平成 18 年版環境白書」、「平成 19 年版環境・循環型社会白書」～「平成 20 年版環境・循環型社会白書」、「平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書」～「平成 26 年版環境・循環型社会・生物多様性白書」より作成

取組状況

【環境影響評価制度の着実な運用に関する取組】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の対象事業について、平成 23 年 4 月の同法改正に伴う対応も含め、事業の実情に即して環境影響評価制度を柔軟に運用しつつ、同法による環境保全に十全を期していくものである。

配慮書手続や報告書の公表手続等

配慮書手続や報告書の公表手続等の着実な施行により、事業に対する適正な環境配慮の確保をより一層進めてきた。

環境影響評価図書のインターネットによる公表（平成 24 年 4 月施行）

事業者が環境影響評価図書をインターネットに公表する際に留意すべき事項を整理した「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成 24 年 3 月）」を取りまとめ、周知した。

情報基盤の整備

環境影響評価に必要な情報が、一般国民、事業者及び地方公共団体職員等に広く活用されるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、情報基盤の整備を進めてきた。

実務関係者を対象とした研修

環境影響評価についての知識及び技術力の向上を図るため、事業者、環境コンサルタント、地方公共団体職員等の実務関係者を対象とした研修を全国各地で実施した。

災害復旧事業

防災上の観点から緊急に事業を行う必要のあるものについて、人命に直接関わる問題であることから、環境影響評価法第 52 条第 2 項に基づき、環境影響評価法の手続の実施に関する規定が適用除外される。この適用除外規定の対象となる災害復旧事業（東日本大震災により原形に復旧することができなくなった自社の発電設備の電気供給力を補うために、東京電力株式会社及び東北電力株式会社が行う発電設備の設置等の事業、被災市街地復興推進地域で行われる土地区画整理事業）について、環境影響評価手続は不要になるものの、事業の実施による環境への負荷を可能な限り低減し、環境保全について適切な配慮がなされるよう、関係省庁と連携して、技術的助言を発出する等により、事業者の自主的な取組を促した。

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。平成 23 年 12 月 26 日施行）

東日本大震災復興特別区域法において、手続期間の短縮を図りつつ、適切な環境保全の配慮を確保するため、復興整備計画に復興整備事業として位置付けられた土地区画整理事業又は鉄道並びに軌道の建設及び改良の事業について、手続を一段階に集約した環境影響評価法の特例措置を規定し、同規定に基づいた計画の検討・事業の実施が進められている（平成 25 年度末において 2 事業について実施（土地区画整理事業、鉄道））。

環境影響評価の迅速化

環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リプレースや再生可能エネルギー導入推進のための風力・地熱発電に関する環境影響評価の手続において、経済産業省や地方公共団体と協力しながら、従来 3 年程度かかるとされている手続期間を、前者については最短 1 年強、後者については半減を目指し、取り組んだ。

また、質が高く効率的な環境影響評価を促進するため、風力発電等に係る環境影響評価を事業者が実施する際に活用できる基礎的な情報を収集・提供する「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」に取り組んだ（後述）。

今後は、引き続き、環境影響評価制度の着実な運用を行う。また、東日本大震災の経験を踏まえ、環境影響評価法第 52 条第 2 項の対象となった事業や復興特区法における特例措置の対象となった事業について、情報収集・分析を行い、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号）の成立も踏まえつつ、大規模災害が発生した場合の迅速な復興と環境保全の両立を図る環境影響評価における方策について検討する。

【環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の改正により配慮書手続が導入されたことを受け、同法に基づく基本的事項や主務省令を改正するとともに、技術的手法に関するガイドの作成・見直しを行い、その成果の普及を図るものである。

平成 24 年度は、配慮書手続の導入を受け、環境影響評価法に基づく基本的事項及び主務省令を改正するとともに、事業者の参考となるよう、配慮書手続に関する技術ガイドを作成した。また、平成 25 年度は、配慮書手続の施行以前にすでに作成されていた方法書手続以降の技術ガイドについても、配慮書手続の施行を踏まえた見直しを行えるよう、調査・予測・評価の技術的手法について情報収集を行った。

今後は、適切な環境影響評価が行われるよう、知見の蓄積を図り、環境影響評価の技術的手法の研究・開発や見直しを行い、その成果の普及に努めることにより、環境影響評価に必要な技術の向上を図る。

【環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の対象外である事業についても、事業の計画・実施に際しての環境配慮が促進される方策を検討するものである。

環境影響評価法対象外事業における環境影響等の把握

中央環境審議会答申（平成 22 年 2 月 22 日）において、将来的に実施が見込まれる事業のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいと考えられる事業について、国の関与の下に、何らかの形で環境影響評価を行う仕組みの検討が必要とされ、継続的に情報の収集を行ってきた。

自主的な環境配慮の促進

環境影響評価法や地方公共団体の環境影響評価条例の対象とはならない事業について、事業者による適切で自主的な環境配慮の在り方を検討するとともに、自主的環境配慮を促進するため、事例集を作成することとし、今後の作業方針について検討した。

今後は、中央環境審議会答申で指摘された事業について、現時点で実証試験等の段階にあることから、知見を蓄積し、実用化の状況を見た上で環境影響評価法による措置の必要性について検討するとともに、法対象となっていない事業についても情報の収集に努め、必要に応じて環境影響評価法による措置の必要性について検討する。

また、自主的な環境配慮の取組や住民との情報交流等に関する事例集を作成し、環境配慮の取組に活用されるよう周知するとともに、国内において自主的な環境配慮の取組が促進される方策について引き続き検討する。

【風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業】（環境省）

本施策は、低炭素社会の構築に貢献し、かつ、自立分散型で災害にも強い風力発電や地熱発電等（以下「風力発電等」という。）の再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が求められていることから、風力発電等に係る環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に収集し公表することで、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための条件整備を行うものである。

風力発電等の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない地区を、地方公共団体と連携の上、モデル地区として選定し、当該地区において環境基礎情報を調査、収集している。平成 24 年度に 10 地区、平成 25 年度に 34 地区を選定しており、平成 26 年度は 35 地区（平成 25 年度からの継続地区 18 を含む）をモデル地区として選定する。

また、モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報を GIS データに加工するとともに、検索、閲覧等ができるよう「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」を構築し、平成 26 年 5 月から運用を開始した。

今後は、引き続き、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資することに努める。特に、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」については、環境影響評価の手続の各段階において、あらゆる関係者が、利用しやすいように内容を充実させるとともに、定期的に最新情報への更新を行う。